

関係業界団体 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局 技術監理部 技術監理課)

インフレスライド運用マニュアルの改定について（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

さて、国のスライド条項に関するFAQの公表を受け、福岡市発注工事におけるインフレスライド運用マニュアルについて、下記のとおり改定しましたので通知いたします。

つきましては、貴団体傘下の会員の方々への周知等をよろしく申し上げます。

記

1. 主な改定概要

<土木工事版>

- ・賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準(価格水準)の上昇により請負代金額が不適当となった場合、インフレスライド請求を行うことができる。

<営繕工事版>

- ・賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準(価格水準)の上昇により請負代金額が不適当となった場合、インフレスライド請求を行うことができる。

2. 運用開始日

令和5年6月12日

3. 掲載場所

福岡市ホームページにマニュアルを公開いたします。

○福岡市 HOME > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報

> 建設工事請負契約書第25条(スライド条項)の運用について

> <3>インフレスライド条項(契約書第25条第6項)の運用について

○ホームページアドレス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/koukyoukouji/suraidoj.html>

問合せ先：財政局技術監理部技術監理課

TEL：092-711-4844

Email：gijutsukanri.FB@city.fukuoka.lg.jp